

平成28年11月30日

第 1 1 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：平成28年11月30日（水） 午前10時00分

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

付議事項

議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第50号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第51号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第52号 非農地証明申請について

議案第53号 呉市農業施策に関する要望書（案）について

報告事項

第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について

第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について

第3号 農地法施行規則第53条第14号の規定による届出（中継施設等）の受理について

その他

出席委員

1番 荒谷 博司	2番 生田 政行	3番 池田 勝憲	4番 倉本 寛
5番 谷 正典	6番 前田 清文	7番 見藤 進	8番 横田 正教
9番 横段 登	10番 榎 真太郎	12番 佐伯 孝行	13番 出来 悦次
14番 林 武彦	15番 水場 守信	17番 平本 真人	18番 高橋 靖之
19番 寺山 喜代登	20番 中川 義則	21番 山城 和彦	22番 長迫 秀
23番 渡辺 哲宏	24番 重森 紀生	25番 三戸 正宏	26番 灰原 松二
27番 横村 満	28番 大道 正孝	29番 土井 光弘	30番 椋開地 省二
31番 金原 茂之	33番 坂 孝好	35番 藤原 広	36番 谷 恵介
37番 田中 みわ子	38番 土井 正純		

欠席委員

11番 舩田 定則	16番 北村 正次	32番 中野 勇平	34番 長本 憲
-----------	-----------	-----------	----------

事務局

平川事務局長 高屋事務局次長 大番主幹 上川課長補佐 須賀課長補佐 庭月野主任

(午前10時)

議長(倉本) : 皆さんおはようございます。出席者が過半数に達しておりますので、ただ今から平成28年第11回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、12番 佐伯委員、30番 棕開地委員を指名します。

また、本日の欠席通知は、11番 舛田委員、16番 北村委員、32番 中野委員、34番 長本委員から出ております。

委員の皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれております。個人情報を保護することはとても大切なことなので、くれぐれも取り扱いにご留意ください。また、総会中は議事進行の妨げとなりますので、携帯電話は電源を切るか、音が出ないようマナーモードにしてください。よろしく願いいたします。

議長 : 事務局から配付資料の確認についてお願いします。

事務局 : 配付資料の確認をさせていただきます。議案書とともに事前送付しております「資料1 呉市農業施策に関する要望書(案)」。本日配付としまして「資料2 議第120号 呉市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について」、がんばる農ひろしまNo.81, JA広島ゆたか広報第111号, 写真付きの農業委員会手帳, そして農業委員ブロック別研修会に参加されなかった委員さんにその際の研修資料, 以上を配付しています。ありますでしょうか。

議長 : はい。

議長 : それでは付議事項に入ります。議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局 : 1番の申請地は、川尻町原山1丁目〇〇〇〇番〇, 地目は田, 面積は647㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は高齢により耕作困難なため、譲受人の要望により持分の一部を移転するもので、譲受人は申請地の持分の一部を譲り受け農業経営を継承するものです。営農計画につきましては、野菜を作付けするものです。経営面積につきましては、84アールありますので、川尻地区の下限面積10アールを満たしております。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

平本委員：17番 平本です。譲渡人と譲受人は親子関係であり、水路等も問題ない。ご審議のほどお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：つぎに、議案第50号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、川尻町西3丁目〇〇〇番〇、地目は田、面積は1,937㎡の内243.20㎡の第2種農地です。転用目的は、太陽光発電設備として利用するものです。規模等につきましては、発電容量21.1kw、太陽光パネル132枚を設置する計画です。関係法令については「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく再生可能エネルギー発電設備の認定済みです。その他の関係法令については「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、川尻町は農振農用地区域の指定はありません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

平本委員：17番 平本です。3年ほど前に太陽光発電を行ったもので、写真の右側の施設です。今回の申請も敷地の一部であり、問題ないと考えます。ご審議のほどお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、蒲刈町大浦字林迫〇〇〇番〇、地目は畑、面積は410㎡の第2種農地です。転用目的は、太陽光発電設備用地として利用するものです。規模等につきましては、発電容量27.5kw、太陽光パネル165枚を設置する計画です。関係法令については「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく再

生可能エネルギー発電設備の認定済みです。その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

重 森 委 員：24番 重森です。排水については強く指摘し、対応するということがあった。よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、豊町沖友字上原〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は24㎡の第2種農地です。転用目的は、駐車場用地として利用するものです。規模等につきましては、駐車場2区画分を整備する計画です。関係法令については「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

棕 開 地 委 員：30番 棕開地です。申請地の奥に申請者の家があり、前の道路が軽自動車がいっぱいいっぱい、子供が普通車で帰ったときに入れないので駐車場として利用するというものです。何ら問題はないと思う。よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：つぎに、議案第51号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、広町字津江迫〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は65㎡の第2種農地です。同地は、海軍省が所有権を取得し、現在財務省が引き継ぎ、中国財務局呉出張所が

管理を行っています。転用目的は、墓地用地として利用するため所有権を移転するものです。しかしながら、写真を見てもおわかりのように既に墓地として使用されており、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付での申請となっています。関係法令につきましては「墓地、埋葬等に関する法律」に基づく墓地等経営許可申請書は呉市保健所に提出されており、その他「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。農地法による許可については「墓地、埋葬等に関する法律」に基づく許可と同時に許可とする予定です。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

藤原委員：35番 藤原です。申請地は、広高等学校の東約450mに位置し、白石循環線より山側の土地で、山林、墓地、荒廃した農地が多くある地域に所在しています。申請地は、既に墓石等が設置されており「墓地、埋葬等に関する法律」に基づく手続きがされ、財務局との協議も進んでいることから、許可して差し支えないと思われれます。ご審議よろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は「墓地、埋葬等に関する法律」の許可に合わせ許可することと決定いたします。

議長：2番について事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、郷原町字地蔵平〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は6.61㎡の第2種農地です。転用目的は、隣接する〇〇〇〇番〇、〇〇〇〇番〇の宅地への進入路として一体的に利用するため所有権を移転するものです。関係法令につきましては「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

池田委員：3番 池田です。申請地は、昭和28年、29年の道路の拡張工事で残った土地で、このたび所有権を整理するというもので、現状何の支障もない。皆様の慎重審議をお願いします

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：3番と4番は譲受人が同一でございますので、一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、神山1丁目〇〇〇〇番、地目は田、面積は633㎡の第2種農地です。4番の申請地は、神山1丁目〇〇〇〇番ほか1筆、地目は田、面積は合計で734㎡の第2種農地です。転用目的は、ともに譲渡人は遠隔地に居住し耕作が困難であり、譲受人は土木業を営む会社役員で、その資材及び車両置場として使用するため所有権を移転するものです。なお、4番の申請地のうち、〇〇〇〇番〇については、その大半が道路のり面となっており、形状不整形で進入路部分以外は使用が困難なものです。また、写真を見てもおわかりのように、既に資材置場等として使用されており、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付での申請となっています。関係法令につきましては「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

池 田 委 員：3番 池田です。駐車場と資材置場ということで、現状は写真のとおりとなっています。下の竹藪部分も埋め立てる予定だが、その背後も竹藪であり、周囲に迷惑をかけるものではない。皆様の慎重審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、3番と4番は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、3番と4番は許可と決定いたします。

議 長：5番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、川尻町久筋1丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は79㎡の第2種農地です。転用目的は、車両置場として利用するため所有権を移転するものです。規模等につきましては、車両置場2台分を整備する計画です。関係法令については「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、川尻町は農振農用地区域の指定はありません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

平 本 委 員：17番 平本です。道を挟んで久筋公園があるところで、駐車場としての使用であり何ら問題はない。ご審議のほどをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：6番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：6番の申請地は、安浦町内海北5丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は84㎡の第2種農地です。転用目的は、駐車場として利用するため所有権を移転するものです。規模等につきましては、駐車場3台分を整備する計画です。関係法令につきましては「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域は平成28年11月22日に除外されております。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

高 橋 委 員：18番 高橋です。今年6月に上の土地を購入し家を建てるとのことだが、車を停めるところがなく、申請地で3台分を確保するというもので何ら問題はない。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：7番と8番は同一農地に係る申請ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：7番の申請地は、安浦町大字内平字掛野原〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田、面積は合計で1,815.10㎡の第2種農地で、8番の申請地は、安浦町大字内平字掛野原〇〇〇番〇ほか2筆、地目は田、面積は合計で1,499㎡の第2種農地です。転用目的はそれぞれ、太陽光発電設備として利用するため賃借権を設定するものです。規模等につきましては、それぞれ発電容量49.5kw、太陽光パネル288枚を設置する計画です。関係法令については「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく再生可能エネルギー発電設備の認定済みです。その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域は平成28年11月22日に除外されております。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

高橋委員：18番 高橋です。2社による共同の太陽光発電設備で、水路は上側に大きなものが確保されており問題はない。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、7番と8番は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、7番と8番は許可と決定いたします。

議 長：つぎに、議案第52号「非農地証明申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、広町字両谷〇〇〇〇番、地目は畑、面積は185㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、昭和58年頃より耕作を放棄しかい廃したとして、現認書を添付のうえ、山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

藤原委員：35番 藤原です。申請地は、先ほどの議案第51号の1番の申請地の80mほど北西に位置しています。申請地の一部は山林化し、里道も草等が生え進入も困難な状態になっており、申請地を農地として利用するのは困難と判断されます。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定いたします。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、川尻町小用2丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、現況は原野、面積は168㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、平成15年頃から耕作を放棄したためか廃したとして、現認書を添付のうえ、原野として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

平本委員：17番 平本です。現地は、進入路も判らない状態で、平成15年頃耕作者が骨折し耕作できなくなったもので、現状で復帰は難しい。ご審議のほどをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定いたします。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、川尻町岩戸〇〇〇番〇ほか1筆、地目は畑、現況は山林、面積は合計で2,252㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、昭和56年及び平成3年頃から耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ、山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

平 本 委 員：17番 平本です。1カ所は竹藪となっており、歩くのも困難であった。もう1カ所も竹藪で、両方とも現状復帰は難しい。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定いたします。

議 長：4番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、安浦町大字三津口字若宮〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は畑、現況は山林、面積は合計で775㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、平成10年頃から耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ、山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

高 橋 委 員：18番 高橋です。現状は、写真を見てのとおり山林となっている。皆さんのご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定いたします。

議 長：5番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、蒲刈町田戸字棒迫〇〇〇〇番、地目は畑、現況は山林、面積は366㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、平成6年頃耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ、山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

三 戸 委 員：25番 三戸です。現地は巨木が茂り山になっていて、仕方がないと思う。審議方よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定いたします。

議 長：つぎに、議案第53号「呉市農業施策に関する要望書（案）について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：「資料1 呉市農業施策に関する要望書（案）」をご覧ください。これは、事務局で案をつくり、役員会での協議、検討を経て作成したもので、総会で承認をいただきましたら、市長と日程調整を行い、12月中にも、会長、職務代理者で面会し、要望書を手渡していただく予定としています。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は案のとおり決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は案のとおり決定いたします。

議 長：つぎに、報告事項に入ります。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：議案書の9ページから12ページをご覧ください。市街化区域内の農地についてこの1ヶ月間に農地転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、9ページ農地法第4条の規定による届出が3件、10、11ページ農地法第5条の規定による届出が3件、計6件ございましたのでご報告いたします。続いて12ページ、農地法施行規則第53条第

14号の規定による届出(中継施設等)の受理についてご説明いたします。認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置、電気事業者の行う送電用電気工作物等の設置については農地転用の許可は不要でございますが、事前に農業上の土地利用の調整を行い届出を提出するようになっております。携帯電話無線基地局の中継施設の設置を1件受理しましたのでご報告いたします。

議長：資料2について事務局の説明をお願いします。

事務局：「資料2 議第120号 呉市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について」をご覧ください。「農業委員会等に関する法律」等の改正により、農業委員会の新体制について準備していく必要があります。先ず、12月市議会に条例制定の議案を提出しました。資料2の1ページが議案、2ページから4ページが議案資料です。農業委員の定数が19人、農地利用最適化推進委員の定数が20人としています。定数の根拠は、3ページ、農地台帳に基づく呉市の農地面積1,955ヘクタールを表に当てはめ、上限の19人としています。農地利用最適化推進委員は100ヘクタールに1人で1,955ヘクタールを100で除して20人としています。議会での議決後に、正式なものとなります。農地利用最適化推進委員は担当区域を定めて活動していただき、農業委員は担当区域はなく呉市全域で活動していただくこととなります。なお、農業委員の過半は認定農業者とされており、農業委員19人のうち10人以上は認定農業者になっていただくこととなります。議会の議決以降に、農業委員、農地利用最適化推進委員の募集手続きを行うこととなりますが、詳細は呉市農業委員会のホームページに掲載することとしています。

議長：ただ今の事務局の説明について、何かご質問、ご意見はございませんか。

議長：なし。

議長：そのほか、今までを通じて何かございませんか。

重森委員：24番 重森です。以前家屋が建っていた土地で、家屋を解体して更地となった土地を農地にすることはできるのか。固定資産税の問題があると聞いている。

事務局：宅地でも雑種地でも、更地になっただけでは農地にはなりません。農作物を作付けした段階で、税金面では呉市の資産税課に報告し、登記地目変更のため法務局で手続きをしていただくことで農地となります。

議長：そのほか、何かございませんか。

議 長：それでは、次回の日程を申し上げます。

次回は、平成28年12月26日 月曜日です。

開会時間等詳細は後日、事務局より連絡します。

議 長：以上で平成28年第11回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、誠にありがとうございました。

(午前10時40分)